

平成27年1月22日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成26年(ワ)第668号 国家賠償請求控訴事件 (原審・神戸地方裁判所平成22年(ワ)第1138号)

口頭弁論終結日 平成26年10月24日

判 決

兵庫県揖保郡 [REDACTED]

控 訴 人 [REDACTED]

(以下「控訴人 [REDACTED]」という。)

兵庫県揖保郡 [REDACTED]

控 訴 人 [REDACTED]

(以下「控訴人 [REDACTED]」という。)

兵庫県揖保郡 [REDACTED]

控 訴 人 [REDACTED]

(以下「控訴人 [REDACTED]」という。)

控訴人ら訴訟代理人弁護士 渡 部 吉 泰

同 柿 沼 太 一

同 池 田 安 寿 奈

同 杉 野 直 子

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

被 控 訴 人 兵 庫 県

同 代 表 者 知 事 井 戸 敏 三

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 藤 原 正 廣

同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士 岡 田 知 之

同 指 定 代 理 人 岸 部 健 司

同 土 井 一 弥

東京都千代田区丸の内1丁目2番1号

被控訴人補助参加人 東京海上日動火災保険株式会社

(以下「補助参加人」という。)

同代表者代表取締役 永 野 毅

同訴訟代理人弁護士 道 上 明

同 中 野 宗一郎

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、控訴人●●●に対し、2億2895万2305円及びこれに対する平成19年5月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人は、控訴人●●●及び控訴人●●●に対し、それぞれ440万円及びこれに対する平成19年5月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを5分し、その2を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人の負担とし、補助参加によって生じた費用は、第1, 2審を通じてこれを5分し、その2を控訴人らの負担とし、その余を補助参加人の負担とする。

3 この判決は、第1項(1)及び(2)に限り、仮に執行することができる。ただし、被控訴人は、控訴人●●●のために2億円の担保を、控訴人●●●及び控訴人●●●のためにそれぞれ400万円の担保を供するときは、各控訴人からの仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人ら

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人は、控訴人■■■■■に対し、4億6328万8942円及びうち3億9646万4340円に対する平成22年12月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被控訴人は、控訴人■■■■■に対し、550万円及びこれに対する平成19年5月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 被控訴人は、控訴人■■■■■に対し、550万円及びこれに対する平成19年5月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(5) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

(6) 仮執行宣言

2 被控訴人及び補助参加人

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人の設置・運営する高校の2年生に在籍し、テニス部に所属していた控訴人■■■■■が、平成19年5月24日、テニス部の練習中に突然倒れて心停止に至り、低酸素脳症を発症して重度の障害が残ったのは、同高校のテニス部顧問の教諭や校長の義務違反によるものであるとして、(1)控訴人■■■■■が、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項又は在学契約に付随する安全配慮義務違反による損害賠償請求権に基づき、控訴人■■■■■の逸失利益等の損害金元金3億9646万4340円と平成22年12月28日までの未払遅延損害金6682万4602円の合計4億6328万8942円及び上記損害金元金に対する同月29日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、(2)控訴人■■■■■の両親である控訴人■■■■■及び控訴人■■■■■が、子である控訴人■■■■■が上記のと通りの事故に遭ったことにより生命侵害に比肩する精神的苦痛を被り、また、同事故後の学校長の不誠実な対応により名誉、人格が毀損され、精神的苦痛を被ったなどとして、被控訴人に対し、国家賠償法

1 条1項による損害賠償請求権に基づき、それぞれ慰謝料500万円と弁護士費用50万円の合計550万円及びこれに対する違法行為日である平成19年5月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を求めた事案である。

2 原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したので、控訴人らは、これを不服として控訴した。

3 前提事実、争点及び争点についての当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中第2の1ないし3（原判決3頁19行目から30頁25行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁14行目「最大で」の次に「秒速」を加える。

(2) 同5頁9行目「原告[]」を「控訴人ら」に改める。

(3) 同5頁21行目から22行目にかけて「着用していなかったこと、」を「着用しておらず、飲水量も少なかったこと、」に改める。

(4) 同6頁24行目の次に改行して、次のとおり加える。

「控訴人[]については、CK値の上昇に比してCKMB値の上昇が緩やかであり、これは心筋炎等ではなく、熱中症による横紋筋融解症を裏付ける検査結果の推移であるといえる。また、控訴人[]の場合、短期間で心機能が改善しており、これは劇症型心筋炎の発生機序・経過からは説明ができない。」

(5) 同7頁15行目「循環器病センター」を「姫路循環器病センター」に、22行目「原告[]」を「控訴人ら」に、いずれも改める。

(6) 同8頁7行目「原告側」を「控訴人ら」に改める。

(7) 同8頁10行目の次に改行して、次のとおり加える。

「①控訴人[]が、転倒時点で高体温要件を満たしていた可能性を示唆する証拠はなく、高体温要件を満たさない病態での熱射病はあり得ない。②心原性ショックに陥った劇症型心筋炎の症例について報告した文献（丙4

6. 以下「丙46の文献」という。)及び意見書(丙45)によれば、控訴人■のCK値やCK/CKMBの推移、控訴人■の心機能が短期間で改善したことは、心筋炎であったことと矛盾しない。③控訴人■のCRP値は、ウィルス性心筋炎の検査値としては非典型的ではあるものの、心筋炎の診断にCRP値が必須ではなく、その上昇がないことを理由にウィルス性心筋炎が否定されるわけではない。」

(8) 同8頁11行目「原告■」を「控訴人ら」に、同行目「■医師」を「■医師。(以下「■医師」という。)」にそれぞれ改める。

(9) 同9頁4行目「原告■」を「控訴人ら」に改め、6行目「決定」の次に「・指導」を加える。

(10) 同9頁18行目「練習時間」から21行目「かかっていたこと、」までを「2年生の練習に対する1年生のサポートもなく、練習時間が最も暑い時間帯である午後零時から午後3時までの3時間であって、これは、普段よりも1時間長いものであったこと、運動強度は非常に強く、過密な練習メニューであったこと、従前からの■教諭による厳しい指導により、練習は常時緊張感があり、練習中に抜けて適度な休みや水分をとることは難しい状況にあったこと(■教諭は、部員らに対し、水分摂取の量や時期につき、具体的な指示をしたことはなかった。)、部員には、■教諭が不在の時でも、同教諭の指示は守らなければならないという意識があったこと、本件テニスコートは市営であるため利用時間が限られており、■教諭及び部員共に、その利用時間を有効に使わなければならないという意識も有していたこと、そのため部員らにおいては十分な休憩をとることは容易ではなかったこと、キャプテンである控訴人■は、タイマーを確認しながら全ての練習の指示を行い、率先して練習メニューをこなすべき立場にあったこと、控訴人■が、このような形で練習の指示を出すのは、当日が初めてであったこともあり、控訴人■は、その責任感から強いプレッシャー、焦りや緊張を感じていた

こと、そのため、控訴人■は、他の部員よりも休憩をとるのが更に困難であったこと、本件練習前、練習開始時刻が1時間早くなり、控訴人■は、そのことを他の部員らに伝えるために、本件高校の敷地内を走り回らなければならなかった上、本件テニスコートの解錠をするため、他の部員らよりも先に本件テニスコートに向かう必要があったこと。」に改める。

(11) 同10頁1行目「原告」から5行目末尾までを「控訴人■を含む生徒である本件テニス部の部員らに対し、熱中症の発生リスクを踏まえ、部員らの健康状態を把握し、その体調等に配慮して、事故が発生しないように体慣らし程度の軽い練習強度を設定するか、練習軽減を指示し、十分な水分及び休憩をとるよう指示・指導すべき義務を負っていたといえる。それにもかかわらず、■教諭は、本件練習において、控訴人■が試験明けのため睡眠不足であり、体力が低下していることを認識しながら、その体調等に配慮することなく、練習軽減措置ないし練習軽減の指示をせず、十分な水分及び休憩をとるよう指示・指導をしなかった。」に改める。

(12) 同11頁5行目「49条」を「62条」に、8行目、9行目、16行目の「体制」を「態勢」に、11行目「部活」を「部活動」に、いずれも改める。

(13) 同11頁16行目の次に改行して、次のとおり加える。

「すなわち、学校長は顧問に対し、①部員の熱中症を防止し、②部員が熱中症に罹患した場合には、応急処置を行い、救急措置をとるよう指導すべき法的義務を負う。そして、上記②の応急処置、救急措置についての指導には、顧問が部活動に立ち会うよう指導することも含まれていると解すべきである。顧問の立会がなければ、応急・救急措置をとることが現実には不可能であるからである。」

(14) 同11頁23行目「顧問が」から24行目「部員に指導等をしなかった」までを「顧問が部活動に立ち会わないときに発生した緊急事態における連絡態勢につき、部員に対し指導等をしていなかった」に改める。

(15) 同12頁11行目「テニス部」を「本件テニス部」に改め、14行目の次に改行して、次のとおり加える。

「 仮に控訴人■の心停止の原因が熱中症であり、本件練習が中間試験の最終日に5月にしては暑いと感じる気象条件の下で行われた等の事情を考慮するとしても、約15分に1回は練習メニューの切替時に給水することが可能であったし、給水は給水場所への移動時間を含めて30秒もあれば十分に終わることができるため、給水のための時間は十分に確保されていた。また、本件テニス部においては、日頃から練習を強要されることはなく、体調に変調を来せば練習メニューの途中でも自主的に練習を休んだり水分摂取を行ったりすることが可能であり、高校生にはそれらの自主的な判断を適切に行うことが期待できるし、実際に履行されていた。本件事故当日も、練習中の給水に支障はなく、控訴人■以外の生徒は体調を崩すことなく練習を終えていること、練習メニューの強度は高校生が一般に行っているものの範囲内であり、強度が高かったとはいえないこと、控訴人■は、普段から適宜水分を補給しており、当日も適宜水分を摂取するであろうと考えることができたこと、中間テストの前の部活動の休止期間中にも週3回の体育の授業は行われているし、控訴人■は、中間テスト中も片道4.8km程度の距離を自転車で登下校しており、その負荷は決して軽微なものではなく、全く身体を動かしていなかったわけではないこと等の事情からしても、■教諭において熱中症の発生を予見することはもちろん、控訴人■の心停止が生じることを予見することは不可能であった。■教諭は、練習中、特別に給水するためだけの時間を設けることはしていなかったが、練習メニューの切替時に給水を行うよう一貫して指導していたし、上記切替時に適宜給水をすることなく練習を継続するという慣行はなかった。控訴人■のキャプテンとしての心理的プレッシャーについても、健康状態に影響を与えるほどのものであったとはいえない。このよ

うに、心停止の原因が熱中症であったとしても、[]教諭には練習軽減措置や練習軽減の指示をする義務の違反はない。」

(16) 同13頁2行目各「原告」をいずれも「控訴人[]」に、3行目「事件」を「事故」に、5行目「テニス部」を「本件テニス部」に、6行目「事件」を「事故」に、8行目「部活動」から9行目末尾までを「部活動中自主的に中断して休憩をとっていた。」にそれぞれ改める。

(17) 同13頁16行目の次に改行して、次のとおり加える。

「熱中症についていえば、本件事故が発生した平成19年当時、既に熱中症の存在は社会的にも認知されるに至っており、熱中症への対応等の情報は学校から各教員に対して毎年提供されていた。本件高校においては遅くとも平成15年頃から保健だよりで教員や生徒に対する情報提供が行われており(甲140)、殊更に熱中症について個別の研修をせずとも教員は、部活動を指導するに当たって必要な知識は有していた。したがって、[]校長において、部活動顧問を担当する教諭らに対し、熱中症に関する個別の研修を実施する義務があったとはいえない。」

(18) 同13頁17行目「また、」の次に「本件テニスコートは、たつの市の中心部に位置しており、消防署に隣接し、周囲には助けを求めることが期待できる成人が多数存在していた。このような本件テニスコートの立地条件に照らせば、AEDの携行や連絡態勢の整備状況に関わらず、万一事故が発生しても速やかに適切な処置がされることが期待できる。現に、」を加える。

(19) 同13頁18行目及び20行目の「体制」を「態勢」に、23行目を「ア調査報告・誠実対応義務」に、いずれも改める。

(20) 同14頁3行目「事故原因」から7行目末尾までを「事故発生に至る経緯(練習場所、練習内容、練習時の環境、部員らの体調等)、事故原因の検証をした上で(調査義務)、重篤な状態に陥った生徒の両親である控訴人[]及び控訴人[]に対し、上記調査・検証の結果、今後の再発防止策等につい

て十分な説明をする義務（報告義務）を負っている。また、学校長は、これらの義務を履行する際には、被害生徒やその両親等の名誉を傷つけたりすることは許されず、誠意をもって対応すべき義務（誠実対応義務）を負う。」に改める。

(21) 同14頁7行目の次に改行して、次のとおり加える。

「学校長は、生徒を指揮監督し事故の発生を未然に防止すべき一般的義務を負担し、これから上記調査義務が当然に導かれる。また、在学契約類似の法律関係に基づく付随義務として、上記調査・報告義務の存在が認められる。さらに、保護者の知る権利（人格権）を実現するため、学校長は、自ら事故事件の真相を調査究明し、学校側にとって不都合な事実についても、ありのまま隠すことなく保護者に報告する義務を負う。加えて、被害者及びその家族が、名誉を毀損されることなく、地域で尊厳ある「人」として平穏に生き続ける権利（人格権）を保障するため、学校長は、事実を隠蔽したり、被害生徒やその両親等の名誉を傷つけたりすることは許されず、誠意をもって対応すべき義務（誠実対応義務）を負う。」

(22) 同14頁10行目「という」を「ということがある」に改める。

(23) 同14頁25行目「甲14」の次に「の1」を加える。

(24) 同15頁19行目から20行目にかけて「原告■■■■及び■■■■」を「控訴人■■■■ら」に改める。

(25) 同16頁5行目「言葉巧みに」から「診断書」までを「言葉巧みに虚言を弄し、診断書の病名を「心筋炎」として「疑い」を削除するよう依頼して診断書」に改める。

(26) 同16頁11行目「本件学校」を「本件高校」に改める。

(27) 同16頁19行目末尾の次に「さらに、上記育友会総会が開催された当日、重篤な状態の生徒がいるにもかかわらず、■■■■校長は、酒食を伴う同総会の懇親会を開催した（証人■■■■2・3頁）。後にこれを知った控訴人■■■■

らは、一層傷ついた。」を加える。

(28) 同17頁1行目から2行目にかけて「スポーツ振興センター」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「スポーツ振興センター」という。)」に改める。

(29) 同17頁3行目「また、**■**校長は、その際、育友会の役員に対し、」を
「**■**校長は、このように一方的に虚偽の事実を述べた上で、育友会役員らに対し「この問題についてどう思うか。」と尋ね、その場にいた役員1人1人に意見を述べさせた。役員らは、一様に**■**校長に同調し、控訴人**■**らに対する不快感を示した(証人**■**4頁)。その役員会に出席していた**■**は、「もし心筋炎という病気であれば、両親は子供の変化に気がついていただいていたのではないですか。」と質問した。これに対し、**■**校長は、「そうした前兆があったにもかかわらず、こうした結果になったのは残念です。」と答えた。また、**■**が、「ご両親のことを知っていますが、高校に対して無理な要求をするような方ではないと思います。」と発言したところ、**■**校長は、」に改め、6行目末尾の次に「この場では、**■**校長に対して疑義を述べたのは**■**のみであった。多くの保護者が**■**校長の流す一方的な情報を信じ、これに同調した。さらに、**■**校長は、「**■**さんが基金の立上げを要求している。しかし、学校とは関係ないところでやってほしい。」と述べたため、育友会において募金を集めることが決定された(甲35, 103, 証人**■**6頁)。」を加える。

(30) 同17頁17行目の次に改行して、次のとおり加える。

「**■**校長の育友会での発言及び働きかけによって、育友会役員らも**■**校長に同調し、**■**校長及び育友会が一体となって控訴人**■**らを非難するようになった。」

(31) 同17頁18行目から19行目にかけて「**■**教諭」を「**■**教諭」に、同行目「**■**学年主任」を「**■**学年主任」に、同行目から20行

目にかけて「教諭」を「教諭」にそれぞれ改める。

(32) 同17頁20行目の次に改行して、次のとおり加える。

「(イ) 控訴人に対する心ない暴言等

a 校長は、平成19年6月6日医師と面談して診断名を尋ねた後は、控訴人の病室を訪れようとせず、控訴人らに対し、何の連絡もしなかったため、控訴人らは、何も分からない状態で放置された。

b 平成19年7月23日、控訴人らは、教頭を介して面会を求めた。しかし、同月26日、校長は、控訴人に対し、電話をかけ、「私に会いたがっているようだが、私が行かないといけない問題ですか。」と言った。控訴人は、校長の高圧的で横柄な対応に強いショックを受け、「すみませんがメモを取らせてください。」と言うと、校長は、「お父さん、おかしいよ。」と怒鳴りつけ、一方的に電話を切った。このように、控訴人は、不合理な非難を受けた。

c 平成19年9月14日、校長は、本件高校の育友会役員と共に3か月ぶりに控訴人の病室に見舞いに来た。その席で、控訴人は、いまだに学校が事故の検証や改善をしていないことを説明した。校長は、育友会役員が帰った後も病室に残り、いきなり「我々を追い詰めるようなやり方はやめてくださいよ。」と高圧的な言い方で怒りだし、「我々はできることはしましたよ。だけと学校に瑕疵がない以上何もできないじゃないですか。」と怒鳴りつけるように言い放った。

d その後も控訴人らは何も知らされないまま時間だけが過ぎた。平成19年11月15日、校長は、控訴人の病室に来て、いきなり「お父さん喜んでくださいよ。センターからの給付金が出るよ

うになりましたよ。」と喜色満面の笑顔で述べた。控訴人■■■■は、その発言に驚き、「2か月ぶりに来て、お金が出るから喜べて、一体どういうことですか。誠意ある対応をしてください。」と抗議した。これに対し、■■■■校長は、「誠意を持ってやってるからセンターの支払を受けるようになったんじゃないですか。」と吐き捨てるように言った。

(オ) 不都合な事実の隠蔽

平成20年2月2日及び同月6日に、ようやくテニス部員からの聞き取りが実現し、その結果、同日付けで■■■■校長作成名義の「『テニス部員からの聞き取り』報告について」と題する書面が作成され、控訴人■■■■らに交付された。しかし、上記書面は、生徒からの聴取内容の一部、熱中症に結びつく全ての事実を省略して作成されていた。」

(33) 同17頁21行目「(イ)」を「(カ)」に改める。

(34) 同17頁25行目「原告■■■■及び■■■■」を「責任回避のための行動に終始し、控訴人■■■■ら」に改める。

(35) 同17頁末行の次に改行して、次のとおり加える。

「なお、■■■■校長の調査報告義務違反、誠実対応義務違反については、個別の出来事を切り離して検討するのではなく、本件事故発生後の個々の出来事の前後の繋がりを踏まえた上で、■■■■校長の言動を一連のものとして評価すべきである。」

(36) 同18頁2行目「主張のような」の次に「調査報告・」を加える。

(37) 同18頁6行目「原告」を「控訴人■■■■ら」に改める。

(38) 同18頁20行目「原告■■■■及び■■■■」を「控訴人■■■■ら」に改める。

(39) 同18頁末行「原告」を「控訴人■■■■ら」に改める。

(40) 同19頁7行目「受取」を「受取り」に改め、15行目「原告は、」を削除する。

(41) 同20頁11行目「合計」の次に「は」を加える。

(42) 同22頁10行目「1.05)」及び12行目「係数)」の次にいずれも「)」を加える。

(43) 同24頁19行目「介護保」を「介護」に改める。

(44) 同25頁11行目末尾の次に「)」を加える。

(45) 同28頁10行目「4246円」を「4264円」に改める。

(46) 同29頁11行目「本件」を「原審」に改める。

(47) 同29頁16行目から末行までを削除する。

(48) 同30頁2行目冒頭から5行目「争う。」までを次のとおり改める。

「 控訴人■は、別紙一覧表のとおり、スポーツ振興センター等から、同一一覧表の「番号」欄①ないし④に対応する「支払日」欄記載の各年月日に、「支給額」欄記載の各金額の給付金の支給を受けた。控訴人■は、スポーツ振興センターからの別紙一覧表「番号」欄④ないし⑥の各給付金の受領は未了であるが、被控訴人から控訴人■に対し、支給が可能であるので受領するよう通知済みであり、控訴人■は、いつでも受領可能な状態であるから、損害の填補済みであると評価すべきである（以下、別紙一覧表の各給付金を「本件各給付金」といい、そのうちの個別の給付金につき、同一一覧表の「番号」欄記載の番号に従い、「本件①給付金」などという。）。

また、本件各給付金は、遅延損害金に充当されるべきではない。」

(49) 同30頁21行目から25行目までを次のとおり改める。

「【控訴人■の主張】

原判決別紙「控訴人■損害額に関する遅延損害金の計算」の「年月日」欄記載の各年月日に、「支給額」欄記載の各金額をスポーツ振興センターから給付金として受領していることは認める。これらの各給付金を、控訴人■の前記損害額に対する本件事故があった日である平成19年5月24日以降の民法所定の年5分の割合による遅延損害金に充当すべきであり、そう

すると、未払損害金の額は、同「控訴人」損害額に関する遅延損害金の計算の「未払損害金」欄記載のとおりとなり、平成22年12月28日の時点で、66.82万4602円の未払損害金が発生していることになる。」

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

争点に関連する事実認定は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中第3の1（原判決31頁2行目から53頁10行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決31頁2行目「(第2の1)」を削除し、同行目「124」を「127, 129, 150, 165, 166, 170」に、3行目「40」を「44」にそれぞれ改める。
- (2) 同31頁14行目「1日取れる」を「長く確保できる」に改める。
- (3) 同32頁4行目「行われている」の次に「(ただし、本件テニスコートの平日の利用時間は、午後4時から午後6時までの2時間であった(証人59頁)。)」を加える。
- (4) 同32頁11行目「行われた」の次に「(ただし、使用コートはいずれの日も1面のみであった(甲29)。)」を加える。
- (5) 同32頁23行目「」から24行目「87)」までを「及び」の各陳述書(甲29, 86)において、明確に控訴人がメモを見ながら指示していた旨が記載されていること」に、33頁1行目「原告」を「控訴人に」にそれぞれ改める。
- (6) 同33頁6行目「5時」の次に「頃」を加える。
- (7) 同33頁10行目「練習」から11行目末尾までを「練習時間(本件テニスコート利用時間)が午後零時から午後3時までと変更された(乙20)」。控訴人は、テスト後の掃除が終了した後、自己のクラスの教室があった仮設校舎から別棟の管理棟内の職員室に行き、そこで、教諭から当日の

練習メニューに係るメモを受け取ると共に、当日の練習開始時間が上記のとおり早くなったことについても指示を受け、そこから更に北側の北校舎内の1年生の教室に向かったり、もとの仮校舎に戻ったりして、本件テニス部の部員らに、上記のとおり練習開始時間が早くなったことを伝えた(控訴人■■■■が各部員全員に直接上記伝達をしたか否かは不明である。なお、本件高校の校舎等の敷地は、南から北に向かって上り勾配となっていた。)(甲125ないし127, 129の1・2, 弁論の全趣旨)。そのため、控訴人■■■■は、昼食を取るのに十分な時間がなくなり、弁当にあまり手をつけないまま本件練習をすることとなった(甲150, 弁論の全趣旨)。」に改める。

- (8) 同33頁20行目「5メートル程度」を「で秒速6メートル, 平均で秒速2.5メートル」に, 23行目「達していた。」を「達しており, コート地表面の温度はそこから更に10度前後高いものであった(甲14の1・2, 95ないし97)。このため本件テニス部員らは総じて暑いと感じていた(甲29ないし32)。」改める。

- (9) 同34頁4行目から6行目までを次のとおり改める。

「ウォーミングアップの後, 2年生だけが本件テニスコートに入り, コート内での練習を開始した。2年生の部員10名で, 2面のコートを使用して練習した。2年生部員らの多くは, コート内に入った際, 日差しが強く, 暑いと感じ, 口々に「暑いなあ。」などと言っており, 本件練習によりかなりの発汗があった者もあった(甲29, 30, 125ないし127)。

まず, 2人1組になり, 基本練習として, ①「ボレー対ボレー」, ②「ボレーしてショートテニス」, ③「左足けんけんでショートテニス」, ④「右足けんけんでショートテニス」, ⑤「ショートテニス」(サーブスラインに立ってボールをワンバウンドで打ち合う練習), ⑥「ストローク対ボレー(×2)」(1人がネットにつき, 1人がベースラインに立って, ストロークとボレーでラリーを続ける練習), ⑦「ロブ対スマッシュ(×2)」

(1人がロブ〈高くて緩いボール〉を上げ、もう1人がそれをスマッシュする〈思い切り打ち込む〉練習)を行った。上記①ないし⑦の練習は、それぞれ3分ずつ(ただし、上記⑥及び⑦については、交代してするため6分ずつ)行われた。したがって、基本練習全体で少なくとも30分程度を要するものであった。控訴人■■■■は、その練習の際、時間を計り、3分ごとに上記①ないし⑦の練習メニューを行うよう大きな声で指示を出した。なお、当日のメニューの種類については、■■■■教諭から指示を受けた控訴人■■■■しか知らなかった。」

(10) 同34頁8行目から35頁7行目までを次のとおり改める。

「③ 8の字の手出しストローク(午後零時40分頃から15分程度)

この練習は、5人1組となり、2本のコーンをエンドラインに立て、1人が1、2秒程度のタイミングで手で球出しをし、打ち手の3人が球出しのタイミングに合わせて、サイドステップで8の字を描くようにコーンの周りを移動しながら、フォアとバックで球を打ち、残りの1人がコート外で素振り等をして待機し、20球ごとに球出し、打ち手、待機の役割を順番にこなしていくというものであった。打ち手は常にサイドステップでの素早い動きを要求され、球出しや他の打ち手とのタイミングをずらさないように神経を使うため、かなり負荷のかかる練習であった。加えて、当日はコート内に球拾いをする担当がいなかったため、より一層負担がかかるものであった(甲165, 166)。

④ ラリー(午後1時頃から30分程度)

1コート当たり5名ずつ、1コート内では2人組と3人組に分かれて、組んだ部員ら同士で、概ねコートの対角線上で、ストロークの打ち合いをするというものである。原則としてベースライン上で打ち合うが、ロングクロスのみでなく、ショートクロスや、スライスの球を打つなどした。このラリーは続けるためのものではなく、実力が拮抗した者同士が

組んで、相手に簡単には球を打たせないように打ち合うもので、実践的な練習であった。控訴人■は、実力が上位であったので、■と2人組になってラリーを続けた。控訴人■は、このラリーの練習の頃からふらつくことがあり、球に追いつくのがやっとの状態となった。また、途中で、フェンスの方に行って蹴き、かなりつらそうにしていたこともあった。■も、このラリーの練習の頃には、暑さと疲れのために相当しんどいと感じていた。なお、控訴人■は、このような2年生部員の練習に加え、時折、コート外にいる1年生部員に対する指導もしていた。(甲126)

⑤ アプローチショットとボレーボレー (午後1時30分頃から30分程度)

6人1組となって、1人がコートサイドからサービスライン付近に手で球出しをし、残りの5人がエンドラインから走り込んでアプローチショットを打ち込むという練習であり、フォアハンドで打ち込むパターンとバックハンドで打ち込むパターンを7分半ずつ連続で行った。5人が連続して打たなければならないので、■は息が上がってしまい、息苦しくなった。また、他の4名は、別のコートでネットを挟んで2人1組となってボレーボレー (ボレーの打ち合い) をしていた。(甲29, 125, 126)」

- (11) 同35頁23行目、36頁1行目の「しんどそうだった」を「疲れて苦しそうだった」に改め、17行目末尾の次に「その時、体育館からかけつけた者が、控訴人■の靴、靴下を脱がし、タオルを頭の下にひいた。倒れている控訴人■に対し日が当たっていたことから、部員らは、そのそばに立って影をつくり、控訴人■に日が当たらないようにしたり、タオル等であおいだりした。控訴人■は、倒れた際、口 (顎) 付近を怪我したため、地面に血が広がっていた。(甲2ないし7, 69ないし71, 91, 92)」を

加える。

(12) 同37頁8行目「循環器病センター」を「姫路循環器病センター」に、10行目「対抗」を「対光」にそれぞれ改める。

(13) 同37頁11行目から12行目にかけて「EF30+、びまん性壁運動低下であり、」を「EF（駆出率）30%前後、びまん性壁運動低下がみられ、心電図では明らかなST上昇を認めなかった。」に改める。

(14) 同38頁23行目から24行目にかけて「本件事故発生後、これ以前に」を「本件事故発生後、心肺停止状態の控訴人■■■■の救命を優先したため、このときまでに」に改め、41頁12行目「状態である」の次に「（ただし、平成23年3月の時点では、介助により30分前後でバナナやゼリー1個程度を経口摂取可能となっていた。）」を加える。

(15) 同44頁5行目「合計」の次に「約」を加える。

(16) 同45頁3行目「言った。」を「言って、電話を切った。」に改める。

(17) 同45頁19行目「某」を「寛」に改める。

(18) 同46頁6行目「同月」を「同年」に改める。

(19) 同46頁17行目「・2」を削除し、18行目から19行目にかけて「回答するなどした」の次に「（乙10ないし13の各2）」を加える。

(20) 同47頁12行目「給付金だけでは。」を「給付金だけでは、」に改める。

(21) 同48頁14行目「原告■■■■」から15行目「受けていたところ、」までを「控訴人■■■■の言動を踏まえ、控訴人■■■■から、基金を設立するなどして永続的な経済的援助を行ってほしいとの要望がされているものと理解したところ、」に、21行目「■■■■さん」を「■■■■」に、いずれも改める。

(22) 同49頁16行目「■■■■」の次に「■■■■」を加える。

(23) 同50頁8行目「乙11」を「乙10」に改める。

(24) 同51頁20行目「原告■■■■は、」の次に「直ちにこれを受け取ろうとせず、」を加え、同行目「学校」から21行目「受け取れない、」までを削除

し、22行目「旨」を「などと」に改める。

(25) 同53頁10行目を削除する。

2 熱中症について（争点(1)関係）

(1) 熱中症の診断基準について

ア 熱中症は、暑熱環境における身体適応の障害によって起こされる状態の総称であり、暑熱障害とも呼称される。熱中症の診断基準につき、日本救急医学会と日本神経救急学会は、平成11年に発表された[]らの分類をもとに、暑熱障害を熱中症と統一した上で、重症度、対処法、予後等が一览できるように、熱中症をⅠないしⅢ度に分類した。

上記分類におけるⅢ度（重度）熱中症（従前の熱射病に概ね相当）は、暑熱環境にさらされ、あるいは熱産生の亢進の条件下にあった者が高熱を有し、他疾患が除外診断された後、熱中症が疑われる場合、①脳機能障害、②肝・腎障害、③血液凝固障害（DIC）の3徴候のいずれか一つでもあればⅢ度とし、ここでいう高熱とは、深部体温（直腸温）で39度以上である（腋窩温で38度以上）ことを指すが、体温測定は、原則として深部体温（直腸温等）によるべきであり、腋窩での測定では高体温を見逃す危険性がある、特にスポーツ現場で、腋窩を氷冷していた場合等では注意が必要であるとされていた（甲43の文献9、甲99、155）。

イ しかし、その後、平成24年の上記診断基準の改訂で付記が追加され、体温を重症度分類の指標としないものとなった。そして、ⅠないしⅢ度の分類は、症状については、次の(ア)のとおりとされ、上記付記では次の(イ)の記載等がされている（甲155）。

(ア) Ⅰ度 めまい、大量の発汗、欠神、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）
（意識障害を認めない。）

Ⅱ度 頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下（JCS
1以下）

Ⅲ度 次の3つのうちいずれかを含む。

- ① 中枢神経症状（意識障害 $\geq$ JCS 2，小脳症状，痙攣発作）
- ② 肝・腎機能障害（入院経過観察，入院加療が必要な程度の肝又は腎障害）
- ③ 血液凝固異常〔急性期DIC診断基準（日本救急医学会）にてDICと診断〕

(1) 暑熱環境にいる，あるいはいた後の体調不良は全て熱中症の可能性がある。

各重症度における症状は，よくみられる症状であって，その重症度では必ずそれが起こる，あるいは起こらなければ別の重症度に分類されるというものではない。

熱中症の病態（重症度）は，対処のタイミングや内容，患者側の条件により刻々変化する。特に意識障害の程度，体温（測定部位），発汗の程度等は，短時間で変化の程度が大きいので注意する。

(2) 高体温について

ア 上記のとおり改訂後の上記診断基準によれば，Ⅲ度の熱中症につき，高体温が要件とされているものではないと認められる。

ただし，熱中症は暑熱障害であり，その本態は，熱そのものによる臓器障害と，臓器への血流低下による虚血の二つであるから（甲98），本件事故当時，控訴人■■■■が高体温であったか否かについても検討する。

イ 認定事実のとおり，本件事故により控訴人■■■■が転倒した後，体温が測定されたのは，事故当日である平成19年5月24日午後11時頃に姫路循環器病センターで測定されたのが初めてであり，その時の体温は38.2度（腋窩温）であった。そして，それまでに救急隊員や栗岡病院において体温は測定されず，上記11時頃までに低体温療法が実施されたこともなかった。しかしながら，これは，救急隊員が救命を優先し，また医療従

事者もまた心肺停止の状態にある控訴人[]に対し、血行動態の改善を第一として対応し、体温測定を行う余裕がなかったからであるから（甲151, 152, 154）、控訴人[]の体温に異常がなかったために事故後又は治療時点で測定されなかったとはいえず、控訴人[]が高体温であったことを否定できるものではない（甲82, 151, 168）。

また、当日の姫路循環器病センターの看護記録欄（丙4-1の2）には、上記体温が確認される前の状態として「下肢冷感あり。掛け物で保温に努めるが発熱」との記載がなされていることが認められる。しかし、証拠（甲151, 154）によれば、上記「下肢冷感」は、心原性ショックによって四肢末梢の血流が低下していることによるものとも理解できるから、熱中症に伴う高熱と矛盾するものではない。結局、控訴人[]の本件事故当時の体温を直接的に示す証拠は見いだすことができない。

そうである以上、本件事故発生当時の状況、控訴人[]の病状と他原因の有無を総合して、高体温であったか否か、そして、熱中症が生じていたかを吟味する必要がある。

ウ 証拠（甲34, 84, 131）によれば、学校の管理下における熱中死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、①それほど高くない気温（25度～30度）でも湿度が高い場合に発生していることが認められる。そして、その他の熱中症の発症リスクに影響を及ぼす要因としては、②暑さに対する慣れ（暑熱馴化）；③水分補給、④透湿性・通気性の良い帽子・服装の着用、⑤生活習慣（睡眠不足、風邪、発熱、下痢などの体調不良等）が挙げられている。

前記認定の事実によれば、本件練習時、本件テニスコート内は、30度前後の高温で、地表面は更に10度前後高温であったのであり、当時近隣の地域で計測された風速も弱く、本件テニスコート内で練習していた部員らも総じて暑いと感じていた。また、姫路の観測点で湿度の平均が66%

であり、姫路観測点の翌日の降水量が一日51mmという大雨であったこと（丙9、弁論の全趣旨）を考え合わせると、当該地域の本件事故日における湿度も相当程度高かったものと推認できる。

さらに、当該地域では、平成19年5月21日、同月22日頃から気温が上昇傾向にあった上（甲13の3、52）、当日は定期試験最終日であり、控訴人■■■■を含む部員らは、平成19年5月14日以降練習をしておらず、控訴人■■■■においては、不規則な睡眠のための十分な睡眠がとれておらず（甲88、157）、本件練習時の水分補給も乏しいものであったことが認められる（甲150）。加えて、当日控訴人■■■■は、帽子をかぶっていなかったというのである。

その他、前記認定のとおり、本件練習の密度は高く、控訴人■■■■の身体に負担がかかる状況になっていたことも併せると、控訴人■■■■は、暑さに慣れていないため、脱水が生じ、体温調節機能が適切に作用しなくなり、高体温になっていた蓋然性が高い（甲131ないし135、155ないし157）。このことは、搬入直後の栗原病院でのRBC（赤血球数）が 5.56×100 万個/ μ l（女性の正常値 $3.80 \sim 4.80 \times 100$ 万個/ μ l）、HGB（血色素量）が16.0g/dl（女性の正常値12～16g/dl）、HCT（ヘマトクリット・血液中に占める血球の体積の割合を示す数値）が49.1%（35～45%）といずれも高値を示しており（甲152、丙43・2丁）、当時控訴人■■■■に脱水が生じていたことが認められることから裏付けられている。

また、控訴人■■■■には、転倒時に心原性ショックが生じていると考えられ、その後、四肢冷感が生じているとおり、上記ショック後に、表面温度が低下した蓋然性が高い（甲152、154）。さらには、平成19年5月24日当日の午後4時41分からPCPSが装着されており、これも血液温度の低下により体温が低下する方向に働く事情の一つであるといえる。

(甲152)。

そして、姫路循環器病センターで主治医であった[]医師も、搬入当時、
控訴人[]の蘇生のため血行動態の改善を第一に行うことを最大の目的と
していたため、体温測定をするどころではなかったことを認め、高体温で
あった可能性を否定せず、後に控訴人[]が熱中症であったとの意見を有
するに至っている(甲151)。

以上を総合すると、本件事故(転倒)当時、控訴人[]は、腋窩温で3
8.2度を超える高温の状態にあったものと推認するのが相当であり、こ
れを覆すに足りる証拠はない。

(3) 熱中症の他の要件について

前記認定のとおり、控訴人[]には、痙攣発作が生じ、中枢神経症状がみ
られたほか、平成19年5月24日午後3時23分に実施された栗原病院で
の検査結果でも、既に肝機能に関するAST, ALTの値が基準値を上回り、
腎機能に関するBUN, Crの値も基準値を上回っていたものであり、肝及
び腎機能障害も認められる。

したがって、前記改訂後の熱中症の診断基準を基本的には充足するほか、
前記判示のとおり、脱水症状も生じていたものである。

(4) ウィルス性心筋炎等の可能性について

ア 被控訴人及び補助参加人は、控訴人[]の急性心筋炎の原因が、ウィル
ス性心筋炎等の熱中症以外である可能性が高い旨主張する。

イ 熱中症とウィルス性心筋炎との鑑別においては、横紋筋融解症の発生原
因が重要な要素となると認められる(甲151)。

前記認定のほか、証拠(甲151)によれば、控訴人[]においては、
PCPSの施行に伴い、PCPSの送血管挿入部の阻血、血流障害に引き
続いてコンパートメント症候群が生じていること、[]医師は、当時、控
訴人[]にほとんどつきっきりで治療に当たっており、かつ下肢の阻血に

大いに注意を払って観察をしていたこと、控訴人〇〇〇の右下肢の阻血進行が平成19年5月25日午後3時50分以降の夕方であったこと、CK値は、同月24日午後8時1分から徐々に上昇を始め、同月25日午前2時31分にはCK値が5329 IU/l、CK値とCKMB値の比率（CK/CKMB）が10倍を超えていること、CK値は同月25日午前7時27分の時点で1万2126 IU/lとさらに高値となり、かつその時点でのCK値とCKMB値の比率も20倍を超えていること、尿中ミオグロビン値は、同日午後3時50分の時点で9820 ng/mlと極めて高値であったことが認められる。

そして、以上の経過及び証拠（甲151、152）によると、平成19年5月25日午前7時27分時点のCK値、CK/CKMBの値からみて、同時点で横紋筋融解症が発症していること、心筋炎やけいれん、心肺蘇生措置の実施程度では、これほどまでにCK値が上昇し、かつCK/CKMBの比率が20倍超にもなることは考え難いこと（通常的心筋炎や心筋梗塞等でもCK値は上昇するが、その場合は、上記比率が一定値を保ちつつ〈約10倍〉上昇する。本件の場合、CK値の上昇に比してCKMB値の上昇が緩やかであり、これは心筋炎等ではなく、熱中症に伴う横紋筋融解症を裏付ける検査値の推移であるといえる。）が認められ、さらに、同日午前7時27分の時点で横紋筋融解症が生じ、その約8時間以上経過した時点で初めて下肢阻血が生じていることからすると、下肢阻血や、それが進行したコンパートメント症候群は、横紋筋融解症の原因とはなり得るとは考えにくいことが認められる。以上のほか、前記認定のとおりが発症前の環境要因や運動状況を前提とすると、これほどのCK値上昇をもたらす横紋筋融解症の発症原因としては、熱中症以外に考え難いと認める。

ウ 仮に、控訴人〇〇〇にウィルス性心筋炎が生じていたとする場合、それは、劇症型心筋炎（急性心筋炎の中で、発病初期に心肺危機に陥るもの〈乙8・

4頁)。体外循環補助を必要とした重症度を有する心筋炎(乙8・10頁))であることになるが、証拠(乙8)によれば、劇症型心筋炎においては、通常の急性心筋炎と同様に発熱を伴うかぜ様症状(63%)や嘔吐・下痢等の消化器症状(23%)を併発するとされていることが認められるが、そのような初発症状・前駆症状が控訴人()に生じていたとは認められない。

また、急性心筋炎一般につき、急性炎症反応の指標であるCRP(C反応性蛋白)値の上昇がみられることが多く(乙8)、症例の検討においては、甲第123号証では、劇症型心筋炎12例につき、入院時のCRP値は、平均で7.0mg/dl(0.2~23.3mg/dl)であったこと(甲123)、丙46の文献では、劇症型心筋炎患者のCRP値は平均で9.9mg/dl(5.4~12.4mg/dl)であったことが認められる。これに対し、控訴人()の場合は、CRP値は、平成19年5月24日午後3時23分頃の時点で0.0mg/dl(丙43)、同日午後4時20分及び同日午後8時1分いずれも0.0mg/dlであった後、同月25日午前2時31分に0.9mg/dl、同日午前7時27分に1.8mg/dlとようやく基準値(0.3mg/dl以下)を超えるに至っており(甲15の資料4、甲45の各枝番、丙41の1)、劇症型心筋炎におけるCRP値としては非典型であるというほかない。

エ ()医師の意見書(甲154)によると、医療中央雑誌で「劇症型心筋炎」「経皮的心肺補助法(PCPS)」をキーワードとする文献検索を行った結果、過去5年間につき、症例報告に関する24の文献(救出できた症例26、死亡した症例5)が抽出されたこと、その症例では、①ほぼ全ての事例において前駆症状があること、②補助循環の使用日数については、平均的には約9日間のPCPS、約9日間のIABP等、心肺補助循環が必要であるが、逆にいえば、この時期を過ぎれば改善に向かっていること、

③カテコラミン（ドパミン、ドブタミン）の使用日数については、補助循環を中止できてからもカテコラミンは必要なことが多く、10日間程度の投与がされていること、④心機能の経過については、入院後も心機能が悪化する例は少なくなく、心エコーでの改善を追跡した報告では、入院後10日以上経過しても正常化していない例が多いことが認められる。これに対し、証拠（甲154、丙41の1・2）によれば、控訴人■について、前記判示のとおり、①前駆症状は認められず、②補助循環は、PCPSが平成19年5月24日から同月27日までの4日間、IABPが同月24日から同月28日までの5日間と比較的短期間での離脱ができていること、③カテコラミンの使用期間については、姫路循環器病センターに到着後の同月24日午後4時20分からドパミン、ドブタミンの投与が開始されたものとみられるが、同日午後12時の時点でドパミン、ドブタミンとも投与中止ができており、その投与時間は7時間40分であること、④心機能の経過については、EFにつき、同日の時点で30%前後であったものが、同月28日には51%、同年6月15日には50%台、同年7月20日頃には60%を維持するなど回復していることが認められる。

このように、控訴人■のケースは、①前駆症状、②補助循環の使用日数、③カテコラミンの使用期間、④心機能の経過の点で、上記検索された劇症型心筋炎の症例で認められた特徴とはいずれも異なるものであったといえることができる。

オ 他方で、被控訴人及び補助参加人は、丙46の文献や、これを引用した意見書（丙45）を示して、控訴人■のCK値やCK/CKMBの推移は心筋炎であったことと矛盾しない旨主張する。しかし、丙46の文献においては、(i)①ウィルス感染の発症に一致する最近の病歴や、②炎症の陽性所見（高熱及び白血球数とC反応性蛋白（CRP）値の上昇）等の所見に基づき心筋炎の診断をした上で、(ii)劇症型心筋炎患者とは、心原性ショ

ックのため経皮的ECMO（人工肺を用いた体外循環システム）あるいは心室補助器具を必要とし、高用量のカテコラミンの静注等の集中的内科的治療に反応を示さないか、あるいは治療抵抗性の心室性頻脈がある者として定められており、劇症型心筋炎患者14例の全例でインフルエンザ様の前駆症状があったことが認められる（甲169，丙46）。

これに対し、控訴人■の場合、前記判示のとおり、(i)①ウィルス感染の発症に一致する最近の病歴、インフルエンザ様の前駆症状は認められず、②少なくとも当日のCRP値の上昇はなかったほか、(ii)極めて短期間でカテコラミンの投与を中止することができたものであって、丙46の文献の症例の前提とする事情とは異なっており、同症例の検査値等のデータを直ちに控訴人■にあてはめるのは相当でない。また、丙46の文献における劇症型心筋炎患者についてのCK値や、CKMB値（単位はいずれもIU/l）は、体外式膜型人工肺から離脱できた患者の場合、CK値が3860（1097～6168）、CKMB値が102（16～134）、離脱できなかった患者の場合、CK値が1万2005（7167～1万6117）、CKMB値が229（200～538）とされている。しかし、丙46の文献では、CK値、CKMB値や、CK/CKMBの比率の推移は明らかではなく、控訴人■は、補助循環からの離脱ができているが、前記認定のとおり、控訴人■のCK値は、上記離脱できた患者のCK値を大きく上回るものであって、丙46の文献やこれを引用する意見書（丙45）を踏まえても、前記イの認定及び判断を覆すことはできない。

(5) 熱中症についてのまとめ

以上により、控訴人■は、本件事故当時、熱中症に罹患し、これにより重度の心筋障害が生じたものと認めるのが相当であって、これを覆すに足りる証拠はない。

3 争点(2) ■教諭及び■校長の控訴人■に対する義務違反の有無) につ

いて

(1) 教諭の義務違反の有無について

ア 校外での練習への立会義務違反の有無について

控訴人らは、本件事故を予見できたにもかかわらず、自ら本件事故当日の部活動に立ち会うことなく、また、代わりに立ち会う教諭を手配することをしなかったことから、教諭には、立会義務違反があると主張する。

課外のクラブ活動が本来生徒の自主性を尊重すべきものであることにかんがみれば、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情のある場合は格別、そうでない限り、顧問の教諭としては、個々の活動に常時立ち会い、監視指導すべき義務までを負うものではないと解するのが相当であり、これは校外での部活動でも基本的に変わるものではない。

そこで本件について、上記特段の事情の有無を検討するに、本件テニス部の練習メニューは、教諭が決定して各部員に指示しているところ、控訴人は、本件事故発生以前から、特定の練習をする際に、幾たびか、身体に変調を来たし、四つん這いになって苦しんだりすることがあったものの、本件事故当日には、そのような練習をすることは予定されていなかった。また、教諭は、本件事故当日の練習の最初の約30分間は本件練習に立ち会っていたが、その際に、控訴人に何らかの異常な身体症状が出ていたことをうかがわせるような事情も本件証拠上存在せず、他の部員が控訴人の異常に気付くようになったのも、教諭が現場を離れた後のことである。

そうすると、教諭においては、後記のとおり、練習内容を軽減し、水分補給の指導をする義務はあったものの、それとは別に練習に立ち会うべき義務があることを基礎付ける上記特段の事情があるとまではいえない。したがって、控訴人らの上記主張は採用できない。

イ 生徒の体調等に配慮した練習軽減措置等の義務違反の有無について

(7) 公立学校の教育活動に伴う事故については、国家賠償法1条の「公権力」に学校教育活動も含まれるものと解されるので、同法1条の適用が認められることは当然である。また、課外のクラブ活動であっても、それが公立学校の教育活動の一環として行われるものである以上、その実施について、顧問の教諭には、生徒を指導監督し、事故の発生を防止すべき一般的な注意義務がある。もっとも、高校の課外クラブ活動は、生徒の成長の程度からみて、本来的には生徒の自主的活動であるというべきである。そして、その練習内容についても、部員である生徒の意思や体力等を見殺しにして顧問が練習を強制するような性質のものではなく、各部員の自主的な判断によって定められているのが通常であると考えられるから、注意義務の程度も軽減されてしかるべきである。しかしながら、顧問が練習メニュー、練習時間等を各部員に指示しており、各部員が習慣的にその指示に忠実に従い、練習を実施しているような場合には、顧問としては、練習メニュー、練習時間等を指示・指導するに当たり、各部員の健康状態に支障を来す具体的な危険性が生じないように指示・指導すべき義務があると解するのが相当である。

前記認定の事実によれば、本件テニス部では、顧問である〇〇教諭が練習メニュー、練習時間等を各部員に指示し、各部員は、これに忠実に従った練習を行っていたことが認められる。そうである以上、本件において、〇〇教諭には、本件練習メニューを指示するに際して、各部員の健康状態に支障を来す具体的な危険性が生じないように指導しなければならない義務があったというべきである。

(1) 学校教育、とりわけスポーツにおける熱中症の危険性については、本件事故以前から広く周知されているところであり（甲34、50、79の2、80、84、136ないし139）、本件高校においても同様の広報活動

が行われてきた（甲140）。そして、本件事故当時、熱中症の危険については社会的にも広く認知されていたことは被控訴人も自認するところである。

ところで、熱中症の危険因子としては、スポーツの強度や負荷の程度が重要であることはいうまでもないが、このほか、既に説示したように、①気温・湿度、②暑さに対する慣れ（暑熱馴化）、③水分補給、④透湿性・通気性の良い帽子・服装の着用、⑤生活習慣（睡眠不足、風邪、発熱、下痢などの体調不良等）が発症に影響を及ぼす要因になると考えられる。

） 本件練習の内容は前記認定のとおり濃密なものであったところ、平日の練習が午後4時から午後6時30分までであったものが、それを超過する3時間程度のものであった上、通常の練習の時間帯よりもより日差しが強くなりやすい時間帯に設定されたことを考慮すると、その練習メニューは、女子高校生である部員らに対する負荷の程度は相当に重いものであったというほかない。さらに、本件練習当日は、本件高校の定期試験の最終日であり、生徒である部員らがその試験勉強のために十分な睡眠をとることができていない可能性があることは、教諭も認識していたことが認められる（証人）。また、本件事故当日は初夏であり、既に前日等において当該地域では25度を超える気温となっており（甲13の3、52）、当日は天候も良く、本件テニスコート内の気温が上昇して30度前後となるであろうこと、本件テニスコート内にはめばしい日陰もなかったこと、控訴人が帽子を着用していなかったこと（教諭はこれを認識していた（乙20）。）についても、練習当初の約30分間指導していた教諭は認識し、少なくとも十分に認識し得たといえる。加えて、当時キャプテンになったばかりであった控訴人にとっては、本件事故当日は、教諭がほとんど立ち会わない中でキャプテンとして部員らを指示しながら練習をした初めての日であるから（甲29）、その練習の配

分の指示や段取り等に馴れていなかったと考えられ、その真面目な性格(証人[])に鑑みても、[]教諭の事前のメモによる指示に忠実に従い、無理をしてでも、率先して練習メニューをこなそうとすることが[]教諭において想定できたと認められる。

以上の各事情を踏まえると、本件練習に立ち会うことができず、部員の体調の変化に応じて時宜を得た監督や指導ができない以上、[]教諭においては、控訴人[]を含めた部員らの健康状態に配慮し、本件事故当日の練習としては、通常よりも軽度の練習にとどめたり、その他休憩時間をもうけて十分な水分補給をする余裕を与えたりするなど、熱中症に陥らないように、予め指示・指導すべき義務があったといえる。

それにもかかわらず、[]教諭は、前記認定のとおり通常よりも練習時間も長く、練習内容も密度の高いメニューを控訴人[]に指示した上、水分補給に関する特段の指導もせず、水分補給のための十分な休憩時間を設定しない形で練習の指示をしていたことが認められる(甲125ないし127, 証人[])。

したがって、[]教諭は、上記義務に違反したものであるといえる。

(2) []校長の義務違反の有無について

控訴人らは、[]校長には、健康管理態勢整備義務違反がある旨主張する。

[]校長の教諭らに対する事故予防の研修を行う義務の有無については、一般論として校長が教諭に対しこのような研修を行うことは望ましいといえるが、このような法的義務を負っているとまではいい難い。

[]校長の本件事故当日の本件練習につき顧問教諭を立ち会わせる義務の有無については、学校長が、教諭を部活動の練習に立ち会わせる義務を負うのは、顧問教諭自身が立会義務を負う場合に限られると解されるところ、[]教諭が本件練習に立ち会うべき義務を負担していたと認め難いことは上記説示のとおりであるから、[]校長が本件事故当日の本件練習に顧問教諭を

立ち会わせる義務があったとは認められない。この点に関する控訴人らの主張は理由がない。

校外での部活動にAEDを携行させたり、顧問教諭が部活動に立ち会っていないときの緊急事態の連絡態勢に係る指導等をしなかったりしたとする点については、本件練習の際にはAEDは携行されていなかったところ、本件事故は、本件高校から1kmほど離れた本件テニスコートで起きたが、同コートは、たつの市の中心部に位置する市営の整備された施設であり、隣接する体育館には同コートの管理者であるたつの市の職員が常駐しており、本件事故当時、高校生である本件テニス部の部員も20名程度揃っていた。そして、本件事故当日、控訴人■が倒れた直後に119番通報がされ、本件テニスコートの直近に消防署があったこともあり、通報の約3分後には救急車が現場に到着し、その6分後である同日午後3時11分には救急隊員によってAEDを用いた救命措置がとられている（甲9，10）。そうすると、仮に、本件練習の際にAEDが携行され、■教諭等が控訴人■の状況を把握して実際にAEDの使用を試みることになったとしても、同コートと控訴人■が実際に倒れた場所との距離をも併せ考えると、これが実際に使用される時刻が上記同日午後3時11分より早かったと認めることは困難であるといわざるを得ない。そうすると、本件において、■校長が、学校長として、本件練習の際にAEDを携行させなかったことと控訴人■の障害との間に相当因果関係を認めることはできず、以上のことからすると、控訴人ら主張のように、■校長において、■教諭が部活動に立ち会っていないときの緊急事態の連絡態勢を整えることを部員らに指導等しなかったとしても、本件においては、そのことと控訴人■の損害との間に因果関係があるとはいえない。したがって、この点に関する控訴人らの主張は採用できないことに帰する。

4. ■教諭の義務違反と控訴人■の受傷（後遺障害）との因果関係の有無（争

点(1)関係)

前記2及び3によれば、●●●教諭には、前記3(1)イのと通りの義務違反があり、これにより控訴人●●●は熱中症に罹患し、これにより重度の心筋障害が生じたものといえる。

5 争点(3) (●●●校長の控訴人●●●らに対する義務違反の有無) について

争点(3)に係る認定及び判断については、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」中第3の4(1)ないし(7) (原判決66頁21行目から71頁25行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決66頁21行目「第2の3(3)」を「前記」に改める。

(2) 同67頁5行目「上記1」を「前記」に、8行目「上記1」を「前記認定事実」に、13行目「上記1」を「前記」にそれぞれ改める。

(3) 同67頁18行目「上記1の」を「前記」に改める。

(4) 同68頁15行目「不十分で」を削除する。

(5) 同68頁19行目「上記1の」を「前記」に改める。

(6) 同69頁11行目「上記1の」を「前記」に改める。

(7) 同69頁16行目「学校」から17行目「受け取れない、」までを「直ちに受け取ろうとせず、」に、18行目「旨」を「などど」にそれぞれ改める。

(8) 同69頁23行目「上記1の」を「前記」に改める。

(9) 同69頁末行「上記1」を「前記」に改める。

(10) 同70頁5行目「●●●校長」から6行目末尾までを削除し、9行目「●●●」

の次に「(なお、●●●校長は、「平成19年12月25日に控訴人●●●と電話をした際、控訴人●●●から400万円か500万円といった額の慰謝料の支払を求められた。」などと証言する。しかし、請求されたとする金額も明瞭でない上、慰謝料を請求されることになった経緯、400万円や500万円などといった額が出てきた経緯も不明であり、裏付けに乏しく、上記証言部分は信用できない。)」を加える。

(11) 同70頁12行目「上記1」を「前記」に改める。

(12) 同70頁21行目から22行目にかけて「上記1」を「前記認定事実」に、
24行目「原告■」を「控訴人■ら」にそれぞれ改める。

(13) 同71頁2行目「上記1」を「前記認定事実」に、5行目「行ったもので、」
を「行ったという側面を否定することはできず、」にそれぞれ改める。

(14) 同71頁13行目「上記1」を「前記」に、16行目「上記1」を「前記
認定事実」にそれぞれ改める。

6 争点(4) (控訴人らの損害の発生及びその額) について

(1) 控訴人■の損害

ア 治療費

561万2520円

(イ) 既払いの治療費 473万1362円

前記認定のほか、証拠(甲20の各枝番, 甲36, 75, 丙42)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人■は、平成19年5月24日から平成20年2月20日まで姫路循環器病センターに、同日から同年9月27日まで石川病院に、同月29日から平成21年4月18日まで西播磨総合リハビリテーションセンターに、同月22日から同年5月10日まで気管切開(喉部分)の縫合手術のため姫路赤十字病院にそれぞれ入院し、同月11日以降は自宅から同病院に通院するようになったこと、上記リハビリテーションセンターには平成20年8月4日、同年9月9日、同月22日に別途外来診療を受けたこと、大阪大学歯学部附属病院に、咀嚼・嚙み合わせ・嚥下指導を受けるため、平成20年1月9日から平成21年3月31日までの間の16日(回)にわたり通院したこと、平成22年4月1日以降は、週2回石川病院に通院し、リハビリテーション(以下「リハビリ」という。)の実施を受けるようになったことが認められる。

証拠(甲20の各枝番)によれば、上記の入通院のうち平成21年5

月10日までの分に要した治療費は、原判決別紙治療費一覧表のとおり合計473万1362円であり、これが本件事故と相当因果関係を有する損害と認める。

(イ) 将来の治療費 88万1158円

前記認定のほか、証拠（甲41の1・2, 42, 77, 丙16, 控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、本件事故により低酸素脳症となり、これによる意識障害が遷延するなどの障害が生じたこと、頭部CTスキャンの結果、大脳全体の萎縮傾向がみられるようになり、平成19年7月12日時点でも大脳全体の萎縮が進行し、高度の器質的脳損傷とこれに伴う高度の神経学的脱落症状がうかがわれること、他方で、控訴人は、咀嚼、嚙み合わせ、嚥下指導を受け、経口摂取を目指すため、平成20年1月以降大阪大学歯学部附属病院に通院するようになり、1か月に1回同病院に通院するとともに、自宅訪問による口腔ケアに係るリハビリを受けていること、その費用については、通院1回につき3000円、自宅訪問1回につき1200円を要すること、控訴人は、事故後当初は口を開けることも困難であったが、5年経過後、上記リハビリにより、ゼリーやすり下ろじたりんご等の摂食が可能となったこと、上記意識障害等の状況を踏まえても、口腔機能（摂食嚥下）の改善・維持、誤嚥性肺炎の防止、全身的廃用症候群の防止のために口腔機能に係るリハビリを必要とすることが認められ、当該リハビリにつき、その機能・目的に鑑みると、リハビリの期間を限定すべきとも認められない。

そうすると、当該リハビリに要する平成21年5月11日以降の治療費については、簡易生命表による平成19年当時の16歳の平均余命70.34年を踏まえ、70年のライプニッツ係数19.3427から2年の同係数1.8594を控除した残数17.4833を用いると、次

の各計算式のとおり、88万1158円となる。

$$3000円 + 1200円 = 4200円$$

$$4200円 \times 12 \text{ か月} \times 17.4833 \approx 88 \text{ 万} 1158 \text{ 円}$$

イ 付添看護費

1億0819万9839円

(7) 入院付添費用 571万2000円

前記認定のほか、証拠（甲88）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人■■■は、平成19年5月24日から平成21年5月10日までのうち714日は入院し（前記ア(7)）、遷延性意識障害が生じていたところ、気管切開も受けていたため、痰の吸引等の必要があったが、その対応は基本的には控訴人■■■らが行っていたことが認められ、受傷の程度も併せると、両親である控訴人■■■らの付添は必要やむを得ないものであったといえ、その付添費用としては、日額8000円とするのが相当である。

また、証拠（控訴人■■■本人）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人■■■らは、控訴人■■■の全入院期間にわたり、昼間は控訴人■■■が、夜間は仕事を終えた後の控訴人■■■が交替で付き添ったことが認められる。

したがって、入院付添費用については、次の計算式のとおり、571

万2000円と認める。

$$8000円 \times 714 \text{ 日} = 571 \text{ 万} 2000 \text{ 円}$$

(i) 将来の介護費用 1億0248万7839円

証拠（甲21の1・2、54、72、75）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人■■■は、退院後、自宅に戻り、控訴人■■■らによる介護のほか、介護事業者のヘルパー等による介護を受けていること、上記事業者による介護サービスの費用は、平成23年7月の時点で、日額平均2万8401円であること、同サービスは、1日当たり2名又は1名による身体介護（オムツ交換、入浴等）、訪問リハビリ（音楽療法を含む。）、デイサービス、生活援助（家事援助）、訪問看護等を内容とすること、

リハビリの実施により、平成23年9月時点で、意識レベルに著しい変化はないものの、身体機能面ではMAS2（筋緊張のテストバッテリーで筋緊張の増加がほぼ全可動域を通して認められるが、容易に動かすことができる状態）に向上し、全身筋緊張の緩和を認めるようになるなどし、移乗前の座位保持等の際の介助量が軽減し、嚥下機能に改善傾向がみられ、上を向く、首を左右に動かす、開口する等の動作が口頭指示で行えるようになるなど、意思疎通できるような兆しがみられるようになったことが認められる。したがって、口腔ケアを含めた訪問リハビリ等の実施は有用かつ必要なものと認める。

ただし、（認知）音楽療法については、脳機能のリハビリテーションとして有用である可能性は示唆されてはいるものの（甲40）、証拠（甲76）を踏まえても、その効果が明確に証明されているとまではいえず、必要かつ相当とまでは断じ難い。また、介護による疲労が生じていることがうかがわれるものの（甲54、弁論の全趣旨）、控訴人■■■■らによる一定程度の介護が期待でき、生涯にわたり現に実施されてきたリハビリの全てを実施する必要があるとまでは認め難い。

その他本件に現れた諸般の事情を考慮し、本件事故と相当因果関係のある介護費用については、前記のとおり控訴人■■■■の平成19年時点の余命を70年として、①平成21年5月以降、控訴人■■■■らが67歳に達する平成41年までの20年間は日額1万5000円、②その後の平成89年までの概ね48年間は日額1万8000円を認めるのが相当である。

そこで、上記①につき、ライプニッツ係数11.3036（22年の係数13.1630から2年の係数1.8594を控除したもの）、上記②につき、同係数6.1797（70年の係数19.3427－22年の係数13.1630）を用いると、平成21年5月以降の介護費用

については、次の計算式の算出額の合計1億0248万7839円となる。

$$\begin{aligned} \text{a 上記① } & 1万5000円 \times 365日 \times 11.3036 \\ & = 6188万7210円 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{b 上記② } & 1万8000円 \times 365日 \times 6.1797 \\ & = 4060万0629円 \end{aligned}$$

$$\text{ウ 雑費} \quad 745万2405円$$

$$\text{(7) 入院雑費} \quad 107万1000円$$

入院雑費については、次の計算式のとおり、107万1000円と認める。

$$1500円 \times 714日 = 107万1000円$$

$$\text{(イ) 退院後の介護雑費} \quad 638万1405円$$

前記認定のほか、弁論の全趣旨によれば、控訴人■の自宅介護においては、介護雑費として、胃瘻用のボトル、管、注射器、浣腸、ウェットティッシュ、紙おむつ代金等として1日当たり少なくとも1000円程度を要することが認められる。

したがって、控訴人■の余命を前記判示のとおり、平成19年時点から70年とし、ライフニッツ係数17.4833(70年の係数19.3427-2年の係数1.8594)を用いると、退院後の介護雑費については、次の計算式のとおり、638万1405円となる。

$$1000円 \times 365日 \times 17.4833 = 638万1405円$$

$$\text{エ 通院交通費} \quad 233万7638円$$

$$\text{(7) 入院時の控訴人■らの通院交通費} \quad 93万1981円$$

前記認定のほか、証拠(甲20の各枝番、丙41の1、42)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人■らは、それぞれ交替で付添看護をしていたこと、平成19年5月24日から平成20年2月20日までの27

3日間は姫路循環器病センター（兵庫県姫路市西庄甲520。控訴人ら自宅からは車で往復30km程度）に、同日から同年9月27日までの20日間は石川病院（同市別所町別所2丁目150番地。控訴人ら自宅からは車で往復45km程度）に、同月29日から平成21年4月18日までの202日間は西播磨総合リハビリテーションセンター（同県たつの市新宮町光都1丁目7番1号。控訴人ら自宅から車で往復55km程度）に、同月22日から同年5月10日までの19日間は姫路赤十字病院（同県姫路市下手野1-12-1。控訴人ら自宅から車で往復20km程度）にそれぞれ入院していたこと、控訴人らは、入院時の付添看護の際、交替で付き添うため、それぞれが自動車（控訴人らはワゴン車〈燃費6km/1〉、控訴人は軽自動車〈燃費12km/1〉）を運転して通院していたことが認められる。

そうすると、前記判示のとおり、上記入院期間中の控訴人らの交替による各付添看護の必要を認める以上、そのための通院交通費を認めるのが相当である。ただし、走行距離については、上記認定のとおり控訴人ら自宅から各病院までの往復距離を限度に認め、ガソリン代については、控訴人の主張を踏まえ、1リットル当たり120円とし、これに消費税として5%を加算して上記通院交通費を計算するのが相当である。

したがって、上記通院交通費については、次のa及びbの合計9万3千1981円の限度で認める。

a 控訴人 62万1180円

(a) 姫路循環器病センター入院時

$$30\text{km} \div 6\text{km} \times 120\text{円} \times 1.05 = 630\text{円}$$

$$630\text{円} \times 273\text{日} = 17万1990\text{円}$$

(b) 石川病院入院時

$$45\text{km} \div 6\text{km} \times 120\text{円} \times 1.05 = 945\text{円}$$

$$945\text{円} \times 220\text{日} = 20万7900\text{円}$$

(c) 西播磨総合リハビリテーションセンター入院時

$$55\text{km} \div 6\text{km} \times 120\text{円} \times 1.05 = 1155\text{円}$$

$$1155\text{円} \times 20.2\text{日} = 23万3310\text{円}$$

(d) 姫路赤十字病院入院時

$$20\text{km} \div 6\text{km} \times 120\text{円} \times 1.05 = 420\text{円}$$

$$420\text{円} \times 19\text{日} = 7980\text{円}$$

b 控訴人 31万0801円

(a) 姫路循環器病センター入院時

$$30\text{km} \div 12\text{km} \times 120\text{円} \times 1.05 = 315\text{円}$$

$$315\text{円} \times 273\text{日} = 8万5995\text{円}$$

(b) 石川病院入院時

$$45\text{km} \div 12\text{km} \times 120\text{円} \times 1.05 = 473\text{円}$$

$$473\text{円} \times 220\text{日} = 10万4060\text{円}$$

(c) 西播磨総合リハビリテーションセンター入院時

$$55\text{km} \div 12\text{km} \times 120\text{円} \times 1.05 = 578\text{円}$$

$$578\text{円} \times 20.2\text{日} = 11万675.6\text{円}$$

(d) 姫路赤十字病院入院時

$$20\text{km} \div 12\text{km} \times 120\text{円} \times 1.05 = 210\text{円}$$

$$210\text{円} \times 19\text{日} = 3990\text{円}$$

(イ) 退院後の通院交通費 140万5657円

前記認定のほか、証拠（甲20の2.7ないし4.2）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、退院後の平成21年5月11日以降も、咀嚼・嚙み合わせ・嚥下指導を受けるため、1か月に1回大阪大学歯学部附属病院（大阪府吹田市山田丘1番8号。控訴人ら自宅から車で往復200

km程度)にワゴン車(燃費6km/1)で通院し、将来も通院の必要があり、そのための交通費については、高速料金は1回につき少なくとも2500円を要することが認められる。

そこで、1回往復した場合のガソリン代については、控訴人■の主張を踏まえ、消費税も含め1リットル当たり126円として計算すると、4200円(200km÷6km×126円)となる。

したがって、上記2500円と4200円の合計6700円を前提に、控訴人■の余命が平成19年時点で70年として、ライプニッツ係数17.4833(70年の係数19.3427-2年の係数1.8594)を用いて、退院後の通院交通費を計算すると、次の計算式のとおりに、140万5657円となる。

$$6700円 \times 12 \text{ か月} \times 17.4833 = 140 \text{ 万} 5657 \text{ 円}$$

オ 装具、器具等購入費(既払分) 171万0544円

証拠(甲22の1ないし6)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人■の装具、器具等として、原判決別紙「装具、器具等購入費(既払い分)」のとおりに、装具、器具等が購入されたことが認められる。ただし、そのうち「紙おむつ6か月分」(2か所、計14万8320円)については、既にその多くを前記退院後の介護雑費において考慮しているといえるため、ここで改めて損害として認めるのは相当でない。

したがって、上記別紙記載の額のうち「紙おむつ6か月分」(2か所)を控除した残額171万0544円の限度で本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

カ 装具、器具等購入費(将来分) 170万円

(7) 浴室用リフト等

控訴人■は、①浴室用リフト、②寝室用リフト、③スリングシート
の購入費が本件事故による損害に該当する旨主張する。

しかし、前記認定のほか、証拠（甲21の1・2, 54, 丙16）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人■は、その生活の大部分はベッド上であり、一定時間は車椅子に乗って過ごし、通院やデイサービスへの通所も行われているところ、上記①ないし③は、ベッドから車椅子への移乗や入浴等の介護を行う際に控訴人■を移動させることを目的としているが、家族を含めて複数の介助者がいれば、上記①ないし③のリフト等の使用の必要は少ないものと認められる。

したがって、上記①ないし③が本件事故と相当因果関係のある損害であるとまでは断じ難い。

(イ) 入浴キャリー 40万円

前記認定のほか、証拠（甲24の3, 丙16, 17）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人■の介護のために、入浴キャリーを購入する必要があること、入浴キャリーの耐用年数は8年であり、1回当たりの購入費は消費税込みで14万7000円程度を要することが認められる。

そうすると、控訴人■が平成21年5月に退院後、購入の上、8年ごとに買い替えること、平均余命に従い控訴人■の余命が平成19年時点で70年であることを前提にすると、入浴キャリーに係る損害額は、40万円とするのが相当である。

なお、意見書（丙16）では、控訴人■の両親である控訴人■らが高齢等のため控訴人■の介護が困難になった場合、複数の職業介護人を長時間雇用してまで自宅療養を継続することは妥当ではないなどと記載されている。しかし、本件において、将来在宅介護のみを前提に控訴人■の損害額の計算をすることが必ずしも不当とはいえないから、上記記載に係る意見を採用することはできない。

(ウ) 障害者用車両（福祉車両）購入費 130万円

前記認定のほか、証拠（甲57ないし59）及び弁論の全趣旨によれ

ば、控訴人■■■■の退院後、控訴人■■■■らは、控訴人■■■■をリハビリのため、病院に連れて行く必要があり、障害者用車両が不可欠であること、本件事故後しばらくは介護事業所の移動サービスを利用していたが、同サービスが中止されたため、控訴人■■■■は、やむなく平成22年5月トヨタ・シエンタ（平成20年式、3人乗り、福祉車両、中古）を代金156万円で購入したこと、福祉車両（中古）の耐用年数は8年程度とみるのが相当であることが認められる。

ただし、当該福祉車両は、控訴人■■■■らが運転・使用することを前提とするものであるし、同車両の用途が控訴人■■■■の送迎に限られると認めることもできない。

そうすると、当該福祉車両を平成22年5月に購入し、以後、控訴人■■■■らが67歳に達する平成41年までの19年間に福祉車両を8年毎に買い替える必要があるものといえるが、弁論の全趣旨によれば、同車両購入代金のうち本件事故と相当因果関係のあるのは、同程度の車種の福祉車両でない通常の車両価格との差額にほぼ相当するとみられる70万円程度を限度と認めるのが相当である。

したがって、福祉車両購入費に係る損害については、上記のところから、130万円と認めるのが相当である。

キ 逸失利益

5917万0234円

前記認定のほか、証拠（甲75）及び弁論の全趣旨を踏まえると、控訴人■■■■には遷延性意識障害がみられ、言語を用いて意思の疎通を図ることができず、常に介護を要し、かかる状態の改善が困難な状況が長期にわたって継続しており、同状態の後遺障害が生じているといえ、その労働能力は完全に喪失されているというほかない。

他方、証拠（甲88、証人■■■■）及び弁論の全趣旨によれば、本件高校の卒業生が大学に進学する割合の大きいいわゆる進学校であり、控訴

人らにおいても、控訴人■が大学に進学することを予定していたことが認められる。

そうすると、控訴人■の逸失利益の算定に当たっては、賃金センサス平成19年女性大学・大学院卒の平均年収446万1200円を基礎とし、就労可能年数については、大学卒業が見込まれていた22歳(平成25年)から67歳(平成70年)までとし、そのため、ライプニッツ係数については、13.2633(51年の係数18.3390-6年の係数5.0757)を用いるのが相当である。

以上を前提とすると、次の計算式のとおり、5917万0234円となる。

$$446万1200円 \times 13.2633 \approx 5917万0234円$$

ケ 慰謝料 3188万円

(7) 傷害(入院)慰謝料

前記認定のと通りの受傷の程度や入院期間(714日)等の傷害に係る諸事情を考慮すると、傷害(入院)慰謝料については、控訴人■の主張のとおり388万円とするのが相当である。

(イ) 後遺障害

前記認定のと通りの後遺障害の内容・程度、控訴人■は、16歳の若さで部活動中に突如深刻な障害を負うに至ったこと等の本件に顕れた一切の事情を考慮すると、後遺障害慰謝料については、2800万円とするのが相当である。

ケ 弁護士費用 2000万円

事案の内容、認容額等を考慮すると、控訴人■の当該請求に係る弁護士費用としては、2000万円を認めるのが相当である。

コ 合計

前記アないしケの合計は、2億3806万3180円となる。

サ 時効の主張についての検討の要否

なお、被控訴人及び補助参加人は、原審での平成23年9月28日付け「請求の拡張申立書」による拡張請求部分については時効消滅している旨主張するが、以上の判断は、同部分の請求を認容するものではないから、この点を検討する必要はない。

シ 過失相殺についての検討

被控訴人及び補助参加人は、大幅な過失相殺がされるべきである旨主張する。

しかし、本件事故における控訴人■■■■の心停止につき、控訴人■■■■の病的・器質的な素因が影響していたことを認めるに足りる証拠はない。また、控訴人■■■■が他の部員から練習を止めるよう助言を受けたにもかかわらず、練習を継続したことについては、顧問教諭の立会がない中、キャプテンに就任して間もない控訴人■■■■が、その責任感から、練習を継続し、顧問教諭の指示を守ろうとしたものであり、前記認定のとりの本件練習の際の控訴人■■■■の行動につき、過失相殺における過失として考慮することは、損害の公平な分担の見地からみても相当でない。

したがって、過失相殺をすべきではなく、これに係る被控訴人及び補助参加人の上記主張は採用できない。

(2) 控訴人■■■■らの損害

ア 固有の慰謝料

各400万円

証拠（甲81, 88; 控訴人■■■■本人, 控訴人■■■■本人）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人■■■■らは、控訴人■■■■が、前記認定のとりの重篤な後遺障害を負ったことにより、深い絶望感、悲しみを抱き、介護の負担も非常に大きく、控訴人■■■■の将来についての強い不安感を有しており、控訴人■■■■の生命を害された場合にも比肩すべき重大な精神上的苦痛を受けたことが認められる。そして、本件に顕れた一切の事情を考慮すると、

上記精神上の苦痛を慰謝するための控訴人■■■■らの慰謝料については、各400万円を要するものと認める。

イ 弁護士費用 各40万円

事案の内容、認容額等を考慮すると、控訴人■■■■らの当該請求に係る弁護士費用としては、各40万円を認めるのが相当である。

ウ 合計

上記ア及びイの合計は、控訴人■■■■らにつき、各440万円となる。

7 争点(5) (損益相殺) について

(1) スポーツ振興センターからの給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同法施行令に基づく災害共済給付制度によるものであるところ、これは社会保険制度に類似するものといえることができ、学校管理下の生徒等の負傷、疾病、障害又は死亡に対し必要な給付を行い、学校教育の円滑な実施に資することを目的とするものと解される。この災害共済給付においては、医療（治療・療養）に要した費用や日数に応じて医療費（治療費・療養費）が給付され、障害の程度に応じて障害見舞金が給付されるなどするものであり、特定の損害について必要額を填補するために支給されるものといえる。

したがって、このような給付については、填補の対象となる特定の損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する損害の元本との間で、損益相殺的な調整を行うべきものと解するのが相当である。

そして、国家賠償法1条1項による損害賠償債務は、損害発生と同時に何らの催告を要することなく遅滞に陥るものと解されるが（最高裁昭和37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁）、被害者が違法行為によって傷害を受け、その後に後遺障害が残った場合においては、違法行為の時（受傷時）から相当な時間が経過した後に現実化する損害につき、不確定、不確定な要素に関する蓋然性に基づく将来予測や擬制の下に、違法行為の時におけるその額を算定せざるを得ない。その額の算定に当たっては、一

般に、違法行為の時（受傷時）から損害が現実化する時までの間の中間利息が必ずしも厳密に控除されるわけではないこと、上記の場合に支給される当該災害共済給付は、その制度に基づき、特定の損害について必要額を填補するために、填補の対象となる損害の現実化に対応して定期的あるいは随時支給されることが予定されていることなどを考慮すると、制度の予定するところと異なってその支給が著しく遅滞するなどの特段の事情がない限り、これらが支給され、又は支給されることが確定することにより、その填補の対象となる損害は違法行為の時（受傷時）に填補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが、公平の見地からみて相当というべきである。

- (2) 本件では、別紙一覧表のとおりスポーツ振興センターから本件①・③ないし⑫給付金については、概ね同一一覧表の「支払日」欄記載の日に支払われたことに争いがなく（本件③・④給付金については、支払日につき、当事者双方の主張の間に数日のずれがあるにすぎない。）、本件③ないし④給付金については、控訴人■■■■は、これらが同一一覧表の「支払日」欄のとおり支払われたことにつき争うことを明らかにしないから、これを自白したものとみなす。本件⑤ないし⑪給付金についても、控訴人■■■■は、これらが同一一覧表の「通知日」欄記載の日にそれぞれ受領するよう通知を受けたにもかかわらず、受領していないことを争うことを明らかにしないから、これを自白したものとみなす。なお、本件②給付金については、スポーツ振興センターからの給付金ではなく、兵庫県高等学校教育振興会からの見舞金とされており、これが損害の填補の性質を有することを認めるに足りる証拠はないから、控除すべきではない。

したがって、本件①・③ないし⑫給付金合計 9 1 1 万 0 8 7 5 円については、これをその給付の種類に従い、治療費及び食事費用の合計 4 9 9 万 3 1 5 8 円は前記 6 (1) アの治療費、療養費用 4 1 1 万 7 7 1 7 円は前記 6 (1) イ・ウの付添介護費又は雑費の各元本に充当されるべきである（いずれも前記 6

(1)アないしウで認定した各損害額の全額を填補するには至らない。)。

そうすると、控訴人■の損害残額は、2億2895万2305円(2億3806万3180円-911万0875)となる。

8 まとめ

(1)ア 以上により、控訴人■の国家賠償法1条1項による請求は、被控訴人に対し、2億2895万2305円及びこれに対する平成19年5月24日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

イ なお、上記アの請求と選択的併合の関係にある控訴人■の在外契約に付随する安全配慮義務違反(債務不履行)による損害賠償請求については、被控訴人にこれによる責任があるとしても、それによって生じる控訴人■の損害が上記アにおいて認容された損害額を上回ることはないというべきであるから、これについては判断しない。

(2) 控訴人■らの請求は、被控訴人に対し、それぞれ440万円及びこれに対する平成19年5月24日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余はいずれも理由がない。

第4 結論

以上の次第で、控訴人■の請求は、被控訴人に対し、2億2895万2305円及びこれに対する平成19年5月24日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないからこれを棄却すべきであり、控訴人■らの請求は、被控訴人に対し、それぞれ440万円及びこれに対する平成19年5月24日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから、その限度でいずれも認容し、その余はいずれも理由がないからこれを棄却すべきであり、これと一部異なる原判決は、一部失当であって、本件控訴は一部理由があるから原判決を上記のとおりに変更し、職権で担保を立てさせて仮執行免脱

の宣言を付することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 森 宏 司

裁判官 一 谷 好 文

裁判官 秋 本 昌 彦

別紙 一覧表

独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付金等の支給状況

番号	通知日	支払日	支給額	治療費	療養費用	食事療養費
				施行令3条1項1号イ	施行令3条1項1号ロ	施行令3条1項1号ハ
①	平成19年11月15日	平成19年11月21日	¥1,414,176	¥364,350	¥999,386	¥50,440
②	平成19年12月21日	平成19年12月21日	¥200,000			
③	平成20年1月22日	平成20年1月25日	¥297,918	¥90,960	¥160,418	¥46,540
④	平成20年2月25日	平成20年2月27日	¥136,220	¥44,400	¥68,420	¥23,400
⑤	平成20年3月26日	平成20年3月28日	¥146,913	¥44,400	¥78,333	¥24,180
⑥	平成20年11月20日	平成20年11月27日	¥704,983	¥13,500	¥537,823	¥153,660
⑦	平成21年9月15日	平成21年10月2日	¥947,124	¥21,139	¥773,625	¥152,360
⑧	平成21年9月25日	平成22年2月22日	¥1,000	¥1,000	¥0	¥0
⑨	平成22年3月23日	平成22年12月28日	¥221,227	¥89,181	¥132,046	¥0
⑩	平成22年5月20日		¥214,201	¥167,823	¥46,378	¥0
⑪	平成22年11月17日		¥282,292	¥158,228	¥124,068	¥0
⑫	平成22年12月15日		¥118,612	¥88,959	¥29,653	¥0
⑬	平成23年1月13日	平成23年10月28日	¥171,368	¥128,526	¥42,842	¥0
⑭	平成23年2月17日		¥132,964	¥98,439	¥34,525	¥0
⑮	平成23年3月22日		¥124,257	¥88,014	¥36,243	¥0
⑯	平成23年4月22日		¥106,228	¥79,671	¥26,557	¥0
⑰	平成23年6月6日		¥135,008	¥101,256	¥33,752	¥0
⑱	平成23年6月22日		¥202,620	¥151,965	¥50,655	¥0
⑲	平成23年8月24日		¥242,567	¥172,411	¥70,156	¥0
⑳	平成23年9月28日		¥86,006	¥58,665	¥27,341	¥0

※ ㉔は社団法人兵庫県高等学校教育振興会からの見舞金

* ①から㉔の合計額	¥5,885,684	¥1,962,885	¥3,272,219	¥450,580
------------	------------	------------	------------	----------

独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付金等の支給状況

番号	通知日	支払日	支給額	治療費	療養費用	食事費用
				施行令3条1項1号イ	施行令3条1項1号ロ	施行令3条1項1号ハ
㉑	平成24年3月13日	平成24年11月14日	548,797円	327,495円	198,422円	22,880円
㉒	平成24年4月23日		195,152円	112,014円	72,738円	10,400円
㉓	平成24年5月17日		110,943円	78,282円	32,661円	0円
㉔	平成24年6月20日		80,171円	53,967円	26,204円	0円
㉕	平成24年7月26日		118,227円	83,985円	34,242円	0円
㉖	平成24年8月20日		93,404円	87,721円	5,683円	0円
㉗	平成24年9月12日		87,869円	82,314円	5,555円	0円
㉘	平成24年10月19日		98,479円	90,595円	7,884円	0円
㉙	平成24年11月19日	平成25年10月29日	77,036円	68,412円	8,624円	0円
㊱	平成24年12月13日		120,200円	112,043円	8,157円	0円
㊲	平成25年1月16日		89,343円	83,743円	5,600円	0円
㊳	平成25年2月13日		107,656円	97,429円	10,227円	0円
㊴	平成25年3月11日		82,077円	77,307円	4,770円	0円
㊵	平成25年4月16日		90,293円	84,583円	5,710円	0円
㊶	平成25年5月16日		91,483円	84,621円	6,862円	0円
㊷	平成25年6月19日		97,888円	90,234円	7,654円	0円
㊸	平成25年7月17日		79,065円	56,772円	22,293円	0円
㊹	平成25年8月20日		92,270円	62,574円	29,696円	0円
㊺	平成25年9月20日		85,369円	61,803円	23,566円	0円
㊻	平成25年10月22日		105,318円	71,595円	33,723円	0円

番号	通知日	支払日	支給額	治療費	療養費用	食事費用
				施行令3条1項1号イ	施行令3条1項1号ロ	施行令3条1項1号ハ
㊴	平成25年11月20日	平成26年5月23日	88,739円	59,742円	28,997円	0円
㊵	平成25年12月16日		86,606円	58,836円	27,770円	0円
㊶	平成26年1月16日		96,581円	65,928円	30,653円	0円
㊷	平成26年2月18日		93,896円	66,741円	27,155円	0円
㊸	平成26年3月19日		84,730円	57,507円	27,223円	0円
㊹	平成26年4月18日		79,272円	56,778円	22,494円	0円
㊺	平成26年5月16日		84,314円	60,192円	24,122円	0円
㊻	平成26年6月25日	控訴人〇〇〇に受領を求めているが、 受領未了	106,693円	74,022円	32,671円	0円
㊼	平成26年7月23日		79,302円	58,188円	21,114円	0円
㊽	平成26年8月27日		91,000円	63,672円	27,328円	0円
㊾	平成26年9月17日		83,018円	57,318円	25,700円	0円
㊴～㊾までの合計			3,425,191円	2,546,413円	845,498円	33,280円
原審の被控訴人第9準備書面別紙の合計 (㊴～㊾の合計)			5,885,684円	1,962,885円	3,272,219円	450,580円
合計			9,310,875円	4,509,298円	4,117,717円	483,860円

これは正本である。

平成27年1月22日

大阪高等裁判所第12民事部

裁判所書記官

宮本光

浩

